

意見募集要領「東大和市公共施設再編計画(案)」についてパブリックコメントを募集します

「東大和市公共施設再編計画(案)」は「東大和市公共施設等総合管理計画」に基づく行動計画(アクションプラン)として、令和3年度から令和38年度までの建築系の公共施設の更新等の基本方針についてまとめたものです。「東大和市公共施設再編計画(案)(以下「再編計画」という。)の内容をお知らせするとともに、市民の皆様から広くご意見をいただくため、次の方法でパブリックコメントを実施します。

1 再編計画の目的

平成29年(2017)2月に策定した「東大和市公共施設等総合管理計画」に基づく行動計画(アクションプラン)として、建築系の公共施設について、老朽化対策を計画的に行い、令和3年度から令和38年度までの36年間の建築系公共施設の財政負担の平準化を図り、総量の縮減と配置の適正化を目的としています。また、個別施設計画として、施設ごとの統合(複合化・集約化)など対策の方向性や時期の検討などについて示しています。

2 再編計画の主な内容

建築系の公共施設の老朽化の状況を踏まえ、東大和市公共施設等総合管理計画の公共施設等適正化三原則、建築系の公共施設に係る基本方針等に沿った行動計画です。

- (1) 計画期間 令和3年度から令和38年度までの36年間
- (2) 対象施設 建築系の公共施設
- (3) 再編計画の構成
 - ① 公共施設等を取り巻く社会の変化
 - ② 公共施設等総合管理計画の取組
 - ③ 再編計画の目的等
 - ④ 施設類型別の建築系の公共施設の個別施設計画
 - ⑤ 再編計画の取組体制
 - ⑥ 資料編

3 「東大和市公共施設再編計画(案)」の内容

- (1) 東大和市公共施設再編計画(案)

4 ご意見を提出できる方

- (1) 市内在住の個人
- (2) 市内に事業所等を有する個人
- (3) 市内に事業所等を有する法人等
- (4) 市内在勤の個人
- (5) 市内在学の個人
- (6) 本計画に利害関係があると認められる個人
- (7) 本計画に利害関係があると認められる個法人等

5 ご意見の提出期間

令和3年2月1日（月）から令和3年3月2日（火）まで（必着）

※期間終了後に提出された意見については、パブリックコメントのご意見として受付できませんのであらかじめご了承ください。

6 資料の閲覧方法

東大和市公式ホームページ

7 ご意見の提出先、方法及び提出様式

(1) 提出先

企画財政部 公共施設等マネジメント課(東大和市役所4階3番窓口)

(2) 提出方法

次のいずれかの方法により、提出してください。

① 書面の持参

企画財政部 公共施設等マネジメント課（東大和市役所4階3番窓口）へ

※土日祝日を除く、平日の午前8時30分から午後5時まで

② 郵送

〒207-8585 東大和市中心3-930 東大和市公共施設等マネジメント課宛

③ F A X

042-563-5932

④ 電子メール

koukyoumg@city.higashiyamato.lg.jp

(3) 提出様式等

様式は自由です。

別紙に意見書の参考様式を用意しておりますので、適宜ご利用ください。

なお提出の際は、次に掲げる事項を明記してください。

- ① 市内在住の個人
住所及び氏名
- ② 市内に事業所等を有する個人
事業所等の名称、所在地及び氏名
- ③ 市内に事業所等を有する法人等
事業所等の名称、所在地、団体名及び代表者氏名
- ④ 市内在勤の個人
勤務する事業所等の名称、所在地及び氏名
- ⑤ 市内在学の個人
在学する学校の名称、所在地及び氏名
- ⑥ 本計画に利害関係があると認められる個人
利害関係を有することが明らかにできる事項、住所及び氏名
- ⑦ 本計画に利害関係があると認められる法人等
利害関係を有することが明らかにできる事項、事業所等の名称、所在地及び代表者氏名

8 寄せられたご意見等を公表する時期

提出されたご意見の概要やご意見に対する市の考え等は、令和3年3月末日までに東大和市ホームページで公表する予定です。なお公表にあたっては、住所、氏名等の個人情報を除きます。

9 注意事項

- ・電話及び窓口での口頭によるご意見は受付できません。
- ・「7 ご意見の提出先、方法及び提出様式 (3) 提出様式等」に掲げる事項の明記がない場合はご意見をお受けできません。
- ・ご意見をいただいた方への個別回答は行いませんので、あらかじめご承知おきください。